

液 石 則 第 1 9 条 第 3 号	液 化 石 油 ガ ス 法 施 行 規 則 第 1 9 条	イ	貯蔵能力が1t未満のバルク貯槽にあつては、液化石油ガス法施行規則第19条第3号イ及びハからへまで並びに第4号の規定の例によるものとする。
		第 3 号	イ バルク貯槽（ハ（1）から（8）までのものを除く。）は、高圧ガス保安法第56条の4第1項で定める特定設備検査合格証又は同法第56条の6の14第2項に定める特定設備基準適合証を有するものであること。
		第 4 号	ハ 次に定める基準に適合すること。 （1） 告示で定めるところにより、内部の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全弁を設けること。 （2） 告示で定めるところにより、液面計（ガラス管液面計を除く。）を設けること。 （3） 告示で定めるところにより、過充てん防止装置を設けること。 （4） 告示で定めるところにより、カップリング用液流出防止装置を取り付けた液取入弁を設けること。 （5） 告示で定めるところにより、ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けたガス取出弁を設けること。ただし、告示で定めるところにより、地震による震動及び地盤の液状化に伴う供給管の損傷を防止する措置が講じられている場合は、この限りでない。 （6） 告示で定めるところにより、ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けた液取出弁を設けること。ただし、当該液取出弁を供給管若しくは配管又は集合装置に接続しない場合は、この限りでない。 （7） 均圧弁を設ける場合の当該均圧弁は、告示で定めるところにより、先端にカップリングを取り付けたものとする。こと。 （8） （1）から（7）までに掲げる機器（以下「附属機器」という。）は、告示で定めるところにより、ふた付きのプロテクターで保護すること。ただし、（2）又は（3）に掲げる機器については、液化石油ガスの漏えいのおそれがない場合においては、この限りでない。 （9） バルク貯槽には、バルク貯槽又は当該バルク貯槽の周囲の見やすい箇所に、液化石油ガス又はL Pガス及び火気厳禁と朱書すること。 （10） バルク貯槽には、バルク貯槽又は当該バルク貯槽の周囲の見やすい箇所に、緊急連絡先を表示すること。 （11） バルク貯槽には、告示で定めるところにより、腐しよくを防止する措置を講ずること。 （12） バルク貯槽には、底部の腐しよく及び転倒を防止するための適当な材質及び構造を有する支柱又はサドル等を取り付けること。
		第 4 号	ニ 地盤面上に設置するバルク貯槽は、次に定める基準に適合すること。 （1） 基礎は、平坦なコンクリート盤等による水平、かつ、地盤面から五センチメートル以上高いものとし、かつ、不同沈下等によりバルク貯槽に有害なひずみが生じないようなものであること。 （2） 自動車等車両が接触しない措置を講ずること。 （3） バルク貯槽の支柱又はサドル等を基礎にアンカーボルト等で固定すること。 （4） 告示で定めるところにより、大地と電氣的に接続すること。 （5） 第三号ハ（1）の規定により設けた安全弁には、告示で定めるところにより、放出管等を設けること。
第 4 号	ホ 地盤面下に埋設するバルク貯槽は、次に定める基準に適合すること。 （1） バルク貯槽の頂部は、三十センチメートル以上地盤面から下にあること。 （2） バルク貯槽を埋設した場所に自動車等車両が乗り入れることのないような措置を講ずること。 （3） 告示で定めるところにより、地下水による浮き上がりを防止する措置を講ずること。 （4） バルク貯槽の埋設には、石塊等のない土又は砂を用いること。 （5） バルク貯槽の周囲には、告示で定めるところにより、ガス検知用の孔あき管を設置すること。 （6） バルク貯槽の水平投影面の四隅に、埋設後の貯槽の位置を示すための標識杭を設置すること。 （7） プロテクターのふたは、厚さ五センチメートル以上の不燃性の断熱材を裏当てすること。		
第 4 号	ヘ バルク貯槽は、その外面から二メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。		
第 4 号	バルク容器及びバルク貯槽は、液化石油ガスの漏えいがないものであること。		

液 石 則 第 1 9 条 第 3 号	液 化 石 油 ガ ス 法 施 行 規 則	口	貯蔵能力が1t以上のバルク貯槽にあつては、液化石油ガス法施行規則第16条第20号、第54条第2号イ、ハ、ホ（第19条第3号ハ及び第4号に係る部分に限る。）及びへからちまでに掲げる基準とする。	
		第16条 第20号	貯槽等（貯蔵能力が3,000kg以上のものに限る。）は、告示で定めるところにより、その沈下状況を測定し、沈下していた場合には、その沈下の程度に応じ適切な措置を講ずること。	
		第54条 第2号	イ	第19条第3号イの基準に適合するものであること。 第19条第3号イ バルク貯槽（ハ（1）から（8）までのものを除く。）は、高压ガス保安法第56条の4第1項で定める特定設備検査合格証又は同法第56条の6の14第2項に定める特定設備基準適合証を有するものであること。
			ハ	バルク貯槽は、その外面から火気（当該バルク貯槽に附属する気化装置内のものを除く。）を取り扱う施設に対し、貯蔵能力が3,000kg未満のものにあつては5m以上、3,000kg以上のものにあつては8m以上の距離を有し、又は当該バルク貯槽と火気を取り扱う施設との間に当該バルク貯槽から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置を講ずること。
			ホ	第19条第3号ハ及び第4号から第6号までに掲げる基準に適合すること。 第19条第3号ハ 次に定める基準に適合すること。 （1） 告示で定めるところにより、内部の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全弁を設けること。 （2） 告示で定めるところにより、液面計（ガラス管液面計を除く。）を設けること。 （3） 告示で定めるところにより、過充てん防止装置を設けること。 （4） 告示で定めるところにより、カップリング用液流出防止装置を取り付けた液取出弁を設けること。 （5） 告示で定めるところにより、ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けたガス取出弁を設けること。ただし、告示で定めるところにより、地震による震動及び地盤の液状化に伴う供給管の損傷を防止する措置が講じられている場合は、この限りでない。 （6） 告示で定めるところにより、ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けた液取出弁を設けること。ただし、当該液取出弁を供給管若しくは配管又は集合装置に接続しない場合は、この限りでない。 （7） 均圧弁を設ける場合の当該均圧弁は、告示で定めるところにより、先端にカップリングを取り付けたものとする。 （8） （1）から（7）までに掲げる機器（以下「附属機器」という。）は、告示で定めるところにより、ふた付きのプロテクターで保護すること。ただし、（2）又は（3）に掲げる機器については、液化石油ガスの漏えいのおそれがない場合においては、この限りでない。 （9） バルク貯槽には、バルク貯槽又は当該バルク貯槽の周囲の見やすい箇所に、液化石油ガス又はL Pガス及び火気厳禁と朱書すること。 （10） バルク貯槽には、バルク貯槽又は当該バルク貯槽の周囲の見やすい箇所に、緊急連絡先を表示すること。 （11） バルク貯槽には、告示で定めるところにより、腐しよくを防止する措置を講ずること。 （12） バルク貯槽には、底部の腐しよく及び転倒を防止するための適当な材質及び構造を有する支柱又はサドル等を取り付けること。 第19条第4号 バルク容器及びバルク貯槽は、液化石油ガスの漏えいがないものであること。
			へ	地盤面上に設置するバルク貯槽は、第19条第3号ニ（1）（貯蔵能力が3,000kg未満のものに限る。）、（2）、（3）（貯蔵能力が3,000kg未満のものに限る。）、（4）（貯蔵能力が3,000kg未満のものに限る。）及び（5）の基準に適合すること。 第19条第3号ニ 地盤面上に設置するバルク貯槽は、次に定める基準に適合すること。 （1） 基礎は、平坦なコンクリート盤等による水平、かつ、地盤面から五センチメートル以上高いものとし、かつ、不同沈下等によりバルク貯槽に有害なひずみが生じないようなものであること。 （2） 自動車等車両が接触しない措置を講ずること。 （3） バルク貯槽の支柱又はサドル等を基礎にアンカーボルト等で固定すること。 （4） 告示で定めるところにより、大地と電氣的に接続すること。 （5） 第三号ハ（1）の規定により設けた安全弁には、告示で定めるところにより、放出管等を設けること。

液化石油ガス法施行規則第19条第3号	第54条第2号	<p>ト 地盤面下に埋設するバルク貯槽（貯蔵能力が3,000kg未満に限る。）は、第19条第3号ホの基準に適合すること。</p> <p>チ 貯蔵能力が3,000kg以上のバルク貯槽にあっては、次に定める基準に適合すること。</p> <p>(1) 地盤面下に埋設するバルク貯槽（附属機器を除く。）は、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>(イ) バルク貯槽は、貯槽室に設置し、かつ、次の(イ)、(ロ)又は(ハ)に掲げる措置を講ずること。ただし、腐しよくを防止する措置を講じたバルク貯槽を地盤に固定し、かつ、地盤面上の重量物の荷重に耐えることができる措置を講じた場合には、当該バルク貯槽を貯槽室に設置しないことができる。</p> <p>(イ) バルク貯槽（附属機器を除く。）の周囲に乾燥砂を詰めること。</p> <p>(ロ) バルク貯槽（附属機器を除く。）を水没させること。</p> <p>(ハ) 貯槽室内を強制換気すること。</p> <p>(イイ) バルク貯槽（附属機器を除く。）の頂部は、30cm以上地盤面から下にあること。</p> <p>(イイイ) バルク貯槽を二以上隣接して設置する場合には、その相互間に1m以上の間隔を保つこと。</p> <p>(2) バルク貯槽（附属機器を除く。）は、その外面から他の貯槽、他のバルク貯槽又は酸素の貯蔵設備（地盤面に対して移動することができず、かつ、貯蔵能力が圧縮ガスにあっては300m³、液化ガスにあっては3,000kg以上のものに限る。）に対し1m又は当該バルク貯槽及び当該他の貯槽、当該他のバルク貯槽又は当該酸素の貯蔵設備の最大直径の和の四分の一の長さのいずれか大なるものに等しい距離以上の距離を有すること。ただし、当該貯槽に水噴霧装置を設けた場合は、この限りでない。</p> <p>(3) バルク貯槽の基礎は、不同沈下等により当該バルク貯槽に有害なひずみが生じないようなものであること。この場合において、バルク貯槽の支柱（支柱のないバルク貯槽にあっては、その底部）は、同一の基礎に緊結すること。</p> <p>(4) 地盤面上に設置するバルク貯槽及びその支柱は、不燃性の断熱材で被覆すること等により耐熱性の構造とし、又は当該バルク貯槽及びその支柱にその外面から5m以上離れた位置において操作することができる冷却用散水装置その他の有効な冷却装置を設けること。</p> <p>(5) バルク貯槽には、当該バルク貯槽に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。</p> <p>(6) バルク貯槽、受入管及び供給管（液状の液化石油ガスが通る地盤面上の配管であって、バルク貯槽から地震防災遮断弁までのものをいう。）並びにこれらの支持構造物及び基礎は、経済産業大臣が定める耐震に関する性能を有すること。</p>
--------------------	---------	--